

盗撮事犯に係る防犯対策

施設管理を行うにあたって



令和7年10月
警察庁生活安全局

盗撮に関する法令

▶ 性的姿態撮影等処罰法¹

- ・ **盗撮した者**は**3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金**（第2条）
- ・ 性的影像記録を保管した者は2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金（第4条）
- ・ 性的影像記録を不特定又は多数の者に送信した者は5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金（第5条）

※ 実際に動画等を記録していなくても、**カメラを設置するだけで未遂罪に問われます**。

※ 18歳未満の者の性的な部位を撮影した場合、児童ポルノの製造の罪にも問われます。
（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）

1 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」

▶ 各都道府県のいわゆる迷惑行為防止条例等

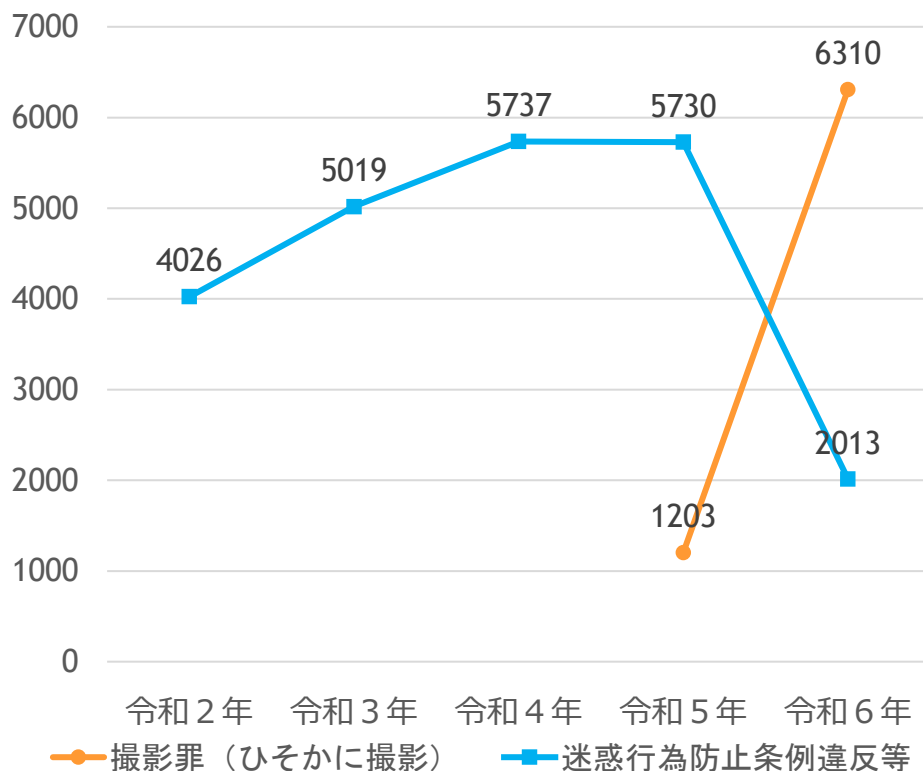
名称は異なるが、各都道府県において盗撮行為等（※）を禁止する条例が定められており、違反に伴う罰則も異なる。

「1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」が多い。

※ 実際に動画等を記録していなくても、**カメラを向ける行為だけで罪に問われます**。

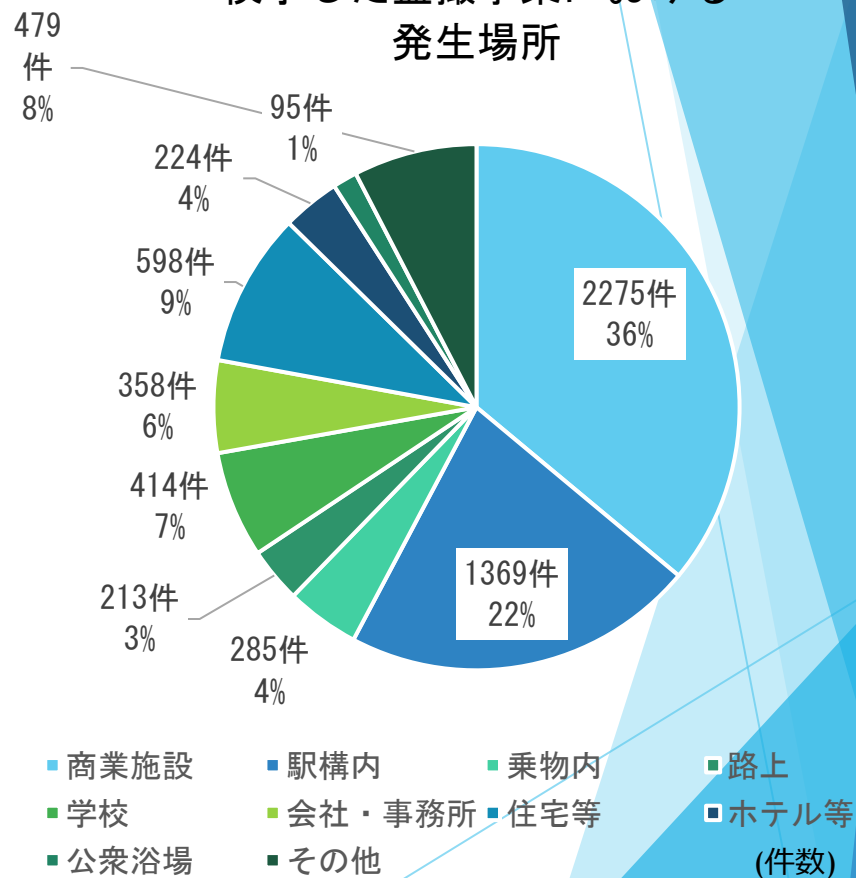
盗撮事犯の現状

盗撮事犯の検挙件数



※ 性的姿態撮影罪の新設に伴い、迷惑行為防止条例違反での検挙は減少しているが、**全体の検挙件数は増加している**。

令和6年に性的姿態撮影罪で検挙した盗撮事案における発生場所



盗撮事犯の現状

盗撮の手口は大きく分けて2種類

1 カメラを相手に差し向ける盗撮

対策：不審/不自然な動きや音に注意する

盗撮の行動に気付くような環境作り

2 カメラを隠して設置しておく盗撮

対策：カメラを設置させない/発見する環境作り

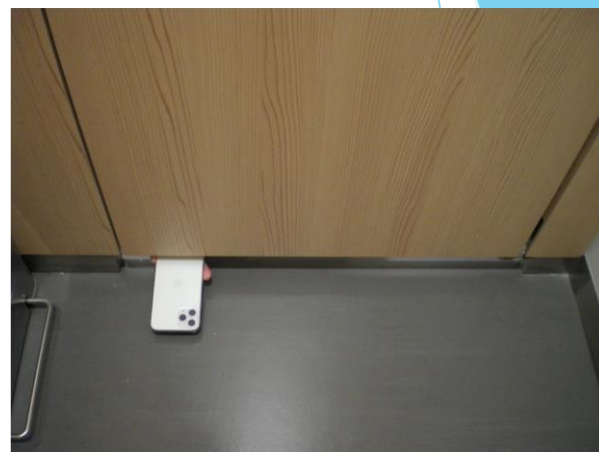
盗撮犯の手口を知ること対策を！

1 カメラを相手に差し向ける盗撮

1 カメラを相手に差し向ける盗撮

差し向け型盗撮の手口_{1/4}

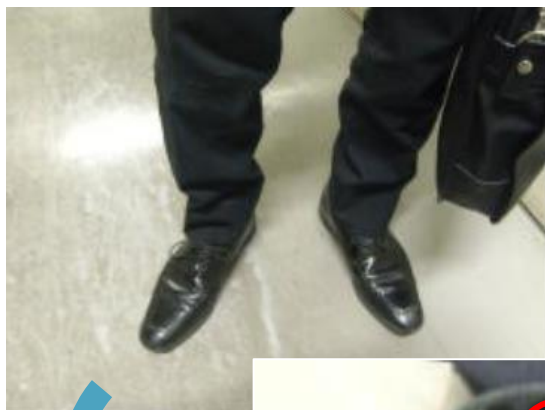
▶ トイレをスマートフォンで盗撮した事例



1 カメラを相手に差し向ける盗撮

差し向け型盗撮の手口_{2/4}

- ▶ 靴やかばん等にカメラを取り付け、差し入れるもの



1 カメラを相手に差し向ける盗撮

差し向け型盗撮の手口^{3/4}

- ▶ 靴やかばん等にカメラを取り付け、差し入れるもの



コーヒー缶にカメラを
仕込んだもの



ドーナツの箱にカメラを仕込んだもの

1 カメラを相手に差し向ける盗撮

差し向け型盗撮の手口_{4/4}

- ▶ ペン型や眼鏡型のカメラを使用するもの



↑
電車内



差し向け型盗撮を防ぐために

カメラを見つけ出すのは困難

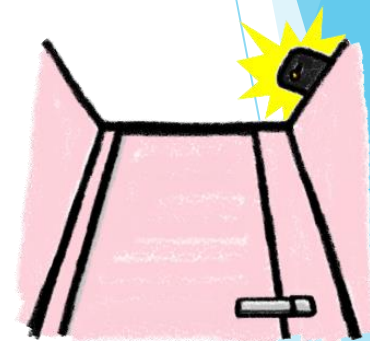
→ 「**不自然さ・不審な動き**」 に気をつける

- ▶ 長時間、階段やエスカレーター、トイレ等の付近でウロウロしている人がいる
- ▶ ペンやかばん、足等を不自然に差し入れようとしている
- ▶ 不自然なシャッター音や動作音がする

施設管理する上で、差し向け型盗撮を防止するために

◇ エスカレーターや階段等狙われやすい場所を特定する

-
- ・ 不自然な人への声かけ
 - ・ 狙われやすい場所での積極的な声かけ
 - ・ 盗撮防止ミラー等の設置



盗撮犯に「見つかるかも」と思わせること

2 カメラを隠して設置する盗撮

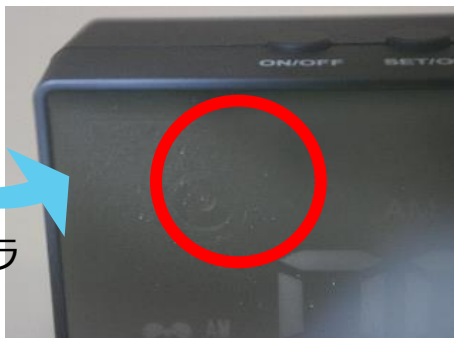
2 カメラを隠して設置する盗撮

設置型盗撮の手口 1/5

- 一般的に設置されている物品に擬態したカメラを設置するもの



置き時計型カメラ



フック型カメラ



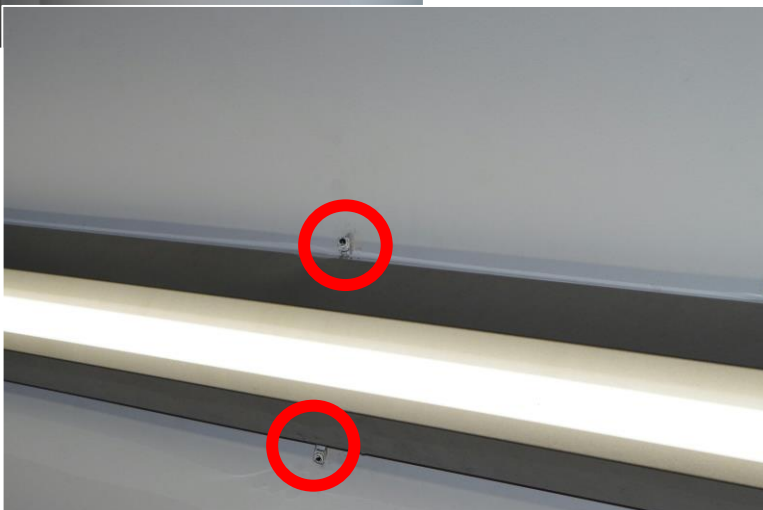
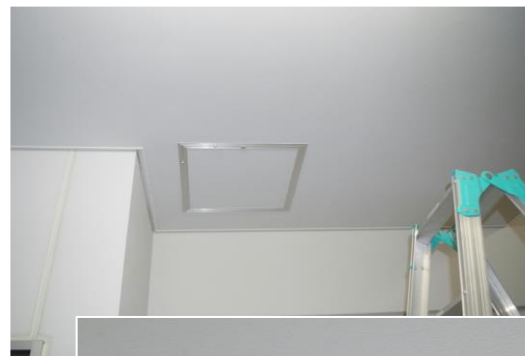
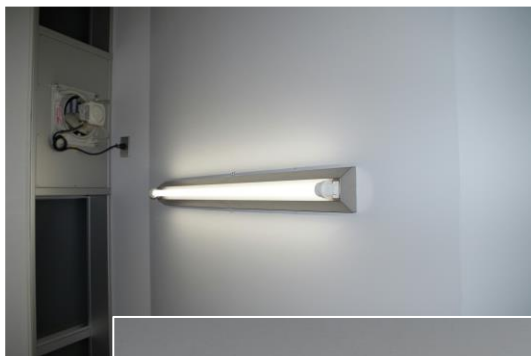
コンセント型カメラ



2 カメラを隠して設置する盗撮

設置型盗撮の手口 2/5

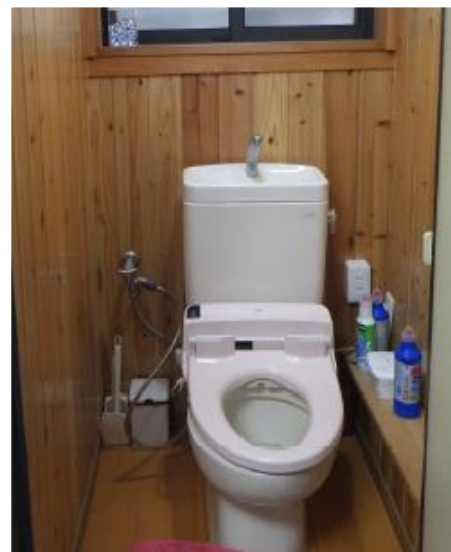
- ▶ トイレの照明等に小型カメラを仕込むもの



2 カメラを隠して設置する盗撮

設置型盗撮の手口 3/5

▶ トイレ内における盗撮事例



2 カメラを隠して設置する盗撮

設置型盗撮の手口 4/5

▶ 学校の教室（更衣室）を、盗撮した事例



2 カメラを隠して設置する盗撮

設置型盗撮の手口 5/5

トイレ内部

トイレの壁に立てかけ、
スマートフォンを設置



トイレ外
(バケツでスマートフォンを
隠していたもの)



教室（女性用更衣室）のホワイトボード
上にあるペン立てにペン型カメラ



設置型盗撮を防ぐために

盗撮用機材を

- ▶ **設置しにくい環境づくり**
- ▶ **設置されてもすぐに発見できる環境づくり**

カメラを設置しにくい環境づくりのポイント

定期的な点検の実施

- ☐ 定期的に点検していることを、張り紙等で掲示する
- ☐ 教室やトイレ、更衣室等に置く物を必要最小限にする
- ☐ 盗撮用機材を設置する・差し込むときに使用できるような脚立類を周辺に置かない
- ☐ 物の配置場所をあらかじめ決めておき、変わっていないか点検する

**「カメラを設置してもすぐに発見されてしまう」
と感じさせるような環境づくり**

カメラに気づくことのできる環境づくり

▶ 定期的な設備点検

設備点検のポイント：「**不自然さ**」

- ☐ 今まで見たことがないものを取り付けられてないか
- ☐ ドアや壁に不自然な穴がないか
- ☐ 天井の電気や通気口にレンズのようなものがないか
- ☐ 換気扇口等がずらされたような痕跡等がないか
- ☐ 不自然な粘着テープの跡等がないか
(以前、カメラが設置されていた可能性あるため)
- ☐ 物同士の隙間に、キラッと光るものがないか
(暗い場所も、ライト等で照らすと光る場合がある)

2 カメラを隠して設置する盗撮

設備点検時の着眼点（トイレの例）

▶ 盗撮に気をつける場所



ほかにも...

- ☒ 消臭剤
- ☒ 掃除用具
- ☒ ゴミ箱
- ☒ 洗面ボウル下
(壁面・配水管)
- ☒ オブジェ
- ☒ 小物入れ

※専門業者へ、点検の依頼をすることも選択肢の一つです。



防犯カメラを設置する場合

- ▶ 設置する場合は、防犯設備士※や警察のアドバイスを参考にと、より効果的に設置できる

※防犯設備士とは、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家のこと。お問い合わせは、お近くの防犯設備協会まで。



盗撮用カメラを発見したら

▶ むやみに触らない

証拠を完全な状態で保全するため

- ・慌てて、画像等を消さないようにしましょう
- ・カメラによっては、SDカードを抜くことによって初期化され、証拠となる記録が消えてしまうこともあります

▶ 速やかに上司へ報告

報告ルートを事前に決めておく

▶ 警察へ通報（110番等）

